【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【中間会計期間】	第92期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	ニチコン株式会社
【英訳名】	NICHICON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　森　克彦
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地
【電話番号】	（075）231－8461（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理本部長　　石見　真士
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地
【電話番号】	（075）231－8461（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理本部長　　石見　真士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第91期 中間連結会計期間	第92期 中間連結会計期間	第91期
会計期間		自2025年４月１日 至2025年９月30日	自2026年４月１日 至2026年９月30日	自2025年４月１日 至2026年３月31日
売上高	（百万円）	80,732	97,330	169,724
経常利益	（百万円）	2,353	7,440	8,326
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（百万円）	1,620	5,000	6,310
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	3,452	10,415	12,335
純資産額	（百万円）	115,844	127,363	123,517
総資産額	（百万円）	191,188	225,119	195,570
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	24.12	74.64	93.97
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	74.03	―
自己資本比率	（%）	58.8	54.9	61.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	5,089	6,102	8,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△3,854	△4,631	△6,556
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,182	14,016	△3,844
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	25,611	39,954	24,441

（注）１．当社は、中間連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
２．第91期中間連結会計期間および第91期連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間（2026年４月１日～2026年９月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資の増加などを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇やエネルギー価格の高止まりに加え、海外の通商政策の動向や中東情勢を含む地政学的リスクなどにより、先行き不透明な状況が続きました。海外経済においては、米国を中心としたAI関連投資の拡大や堅調な雇用環境を背景として、景気は底堅く推移しました。欧州では情勢不安を背景としたインフレ圧力の再燃により、景気の停滞がみられました。また、中国では不動産市場の低迷や内需の弱さが続いており、景気低迷が継続しました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は97,330百万円と前年同期比20.6%の増収となり過去最高を更新しました。また利益につきましては、営業利益は6,958百万円と前年同期比4.5倍の増益となり過去最高を更新しました。経常利益は7,440百万円と前年同期比3.2倍の増益、親会社株主に帰属する中間純利益は5,000百万円と前年同期比3.1倍の増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

(コンデンサ事業)

コンデンサ事業における売上高は59,395百万円（前年同期比20.5%増）、セグメント営業利益は3,758百万円（前年同期比3.2倍増）と増収増益となりました。

コンデンサ事業においては、情報通信分野および車載関連機器分野を最重点市場と位置付け、市場ニーズに対応した高付加価値製品の開発・拡販を推進しています。情報通信分野では、生成AIサーバーおよびデータセンター向け設備投資は引き続き活発な状況が続いており、これを背景に当社においても導電性高分子アルミ固体電解コンデンサ、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサなどに加えて、AIサーバー電源用大形アルミ電解コンデンサにつきましても需要は拡大傾向となっています。当社は同分野を重点成長市場と位置づけ、開発から量産までのビジネスサイクルのスピードアップと供給体制の強化を継続し、需要拡大に対応してまいります。車載関連機器向けにつきましては、ADAS（先進運転支援システム）および電動化ユニット向けに加え、自動車のSDV（ソフトウェア・ディファインド・ビークル：ソフトウェア定義車両）化に伴い、搭載される導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの需要が拡大基調を維持しています。当社は増産体制の整備を継続し、顧客要求に適切に対応してまいります。xEV向けフィルムコンデンサについては、既存案件の需要回復と新規案件の量産寄与により順調に売上を拡大しており、生産能力増強および技術開発体制の強化を進めています。

(NECST事業)

NECST事業における売上高は37,935百万円（前年同期比20.7%増）、セグメント営業利益は3,198百万円（前年同期比9.0倍増）と増収増益となりました。

NECST事業では、家庭用蓄電システムを中核とするエネルギー環境分野を重点成長領域と位置付け、事業拡大と競争力強化を推進しています。家庭用蓄電システムは、新たなフラッグシップモデルであるトライブリッド蓄電システム®「ESS-T5/T6シリーズ」が、政府・地方自治体が促進する補助事業との相乗効果が得られたことに加え、ハウスメーカー等の販路拡大などにより大きく伸長しました。EV関連については、急速充電器は前年並みの進捗が見られ、下期以降も補助事業案件の設置を中心にさらに進む見込みです。応用製品関係の大型特殊電源については、産業特殊用等を中心に計画どおり堅調に推移しました。また、次世代エネルギーとして期待されているフュージョンエネルギー（核融合発電）に関連する電源の引き合いが増加しています。スイッチング電源では、主力のドキュメント市場向けが米国関税問題および中国市場停滞の影響が続いています。昨今の国際社会情勢の中でエネルギー価格に著しい変動が見られることや、GX ZEH（グリーントランスフォーメーション・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）への転換などを背景に、蓄電システムだけでなく、EV関連機器の市場が活性化しています。当社は、脱炭素社会の実現に貢献することとあわせて、エネルギーマネジメントに関するソリューション提供を積極的に展開してまいります。

設備投資につきましては、新規事業の成長を見据えた技術・開発投資や当社のコア事業である車載関連機器向けおよび情報通信機器向けのアルミ電解コンデンサやxEV向けフィルムコンデンサの生産能力増強、NECST事業の新製品強化などを中心に4,324百万円の設備投資を実施しました。

なお、セグメントごとの内訳は、次のとおりです。

コンデンサ事業	3,966百万円
NECST事業	357百万円

(2) 財政状態の状況

当中間連結会計期間末の総資産は、前期末（2026年３月末）に比べ29,549百万円増加し225,119百万円となりました。主な増減の内容は、現金及び預金が前期末に比べ15,463百万円増加し39,954百万円、有価証券・投資有価証券が前期末に比べ6,450百万円増加し36,026百万円、受取手形、売掛金及び契約資産が前期末に比べ3,985百万円増加し46,238百万円、棚卸資産が前期末に比べ2,751百万円増加し35,054百万円となったことなどによるものです。

負債合計は、前期末に比べ25,702百万円増加し97,755百万円となりました。主な増減の内容は、電子記録債務が前期末に比べ2,386百万円減少し7,641百万円、長期借入金が前期末に比べ1,250百万円減少し12,000百万円となった一方で、支払手形及び買掛金が前期末に比べ4,700百万円増加し17,971百万円、繰延税金負債が前期末に比べ2,618百万円増加し7,370百万円となったことに加え、転換社債型新株予約権付社債の発行により22,162百万円増加したことなどによるものです。

純資産は、前期末に比べ3,846百万円増加し127,363百万円となりました。主な内容は、自己株式を5,001百万円取得した一方で、その他有価証券評価差額金が前期末に比べ4,351百万円増加し17,935百万円、為替換算調整勘定が前期末に比べ848百万円増加し14,504百万円、利益剰余金が親会社株主に帰属する中間純利益を5,000百万円計上、配当金の支払を行ったことで前期末に比べ3,724百万円増加し68,444百万円となったことなどによるものです。また、自己資本比率は54.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ15,513百万円増加し39,954百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,012百万円収入が増加し、6,102百万円の収入となりました。これは主に、売上債権の増加額が4,289百万円、棚卸資産の増加額が2,697百万円となった一方で、税金等調整前中間純利益が7,634百万円、減価償却費を4,144百万円計上、仕入債務の増加額が1,574百万円となったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ776百万円支出が増加し、4,631百万円の支出となりました。これは主に、有価証券・投資有価証券の売却・償還による収入が423百万円となった一方で、有形固定資産の取得による支出が4,552百万円、有価証券・投資有価証券の取得による支出が600百万円となったことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、14,016百万円の収入(前年同期は1,182百万円の支出)となりました。これは主に、自己株式の取得による支出が5,001百万円、配当金の支払額が1,276百万円、長期借入金の返済による支出が1,250百万円となった一方で、戦略的な設備投資資金等として社債の発行による収入が22,068百万円となったことなどによるものです。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は3,601百万円であり、セグメントごとの内訳は、次のとおりです。

コンデンサ事業	**1,386百万円**
NECST事業	**2,215百万円**

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	137,000,000
計	137,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月12日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	70,000,000	70,000,000	東京証券取引所プライム市場	単元株式数100株
計	70,000,000	70,000,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

当中間連結会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2026年９月２日
新株予約権の数（個）※	2,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※　（注１）	普通株式 6,408,389
新株予約権の行使時の払込金額（円）※　（注２）	3,433
新株予約権の行使期間 ※	（注３）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　3,433 資本組入額　1,717　（注４）
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注５）
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高（百万円）※	22,165

※新株予約権付社債の発行時（2026年９月18日）における内容を記載しています。

（注）１．本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

２．(イ)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ)各本新株予約権の行使時の払込金額（以下、「転換価額」という）は、3,433円とする。

(ハ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

３．2026年10月２日（同日を含む。）から2031年９月４日（同日を含む。）まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

ただし、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における３営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2031年９月４日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、2031年６月19日（同日を含む。）から選択償還期日（同日を含む。）までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第１項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における２営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における３営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

５．（イ）組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(ⅰ)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ⅱ)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(ⅲ)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

（ロ）上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(ⅰ)又は(ⅱ)に従う。なお、転換価額は上記(注)２.(ハ)と同様の調整に服する。

(ⅰ)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が、当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ⅱ)上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(注)３に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、一定の制限を受ける。

⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を同様に取得することができる。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

（ハ）当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日～2026年９月30日	－	70,000,000	－	14,286	－	17,065

（５）【大株主の状況】

（2026年９月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８－１ 赤坂インターシティＡＩＲ	5,690	8.7
ニチコン取引先持株会	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地 ニチコン株式会社内	3,847	5.9
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	3,259	5.0
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町１丁目５－５	2,690	4.1
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６－６ 日本生命証券管理部内	2,670	4.1
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内１丁目１－２	2,200	3.4
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内１丁目４－５	2,000	3.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	1,775	2.7
HSBC HONG KONG－TREASURY SERVICES A／C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES （常任代理人　香港上海銀行東京支店　セキュリティーズ・サービシズ・オペレーションズ）	１ QUEEN'S ROAD CENTRAL. HONG KONG BOSTON, MASSACHUSETTS （東京都中央区日本橋３丁目１１－１）	1,471	2.3
ニチコン従業員持株会	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地 ニチコン株式会社内	1,265	1.9
計	－	26,870	41.2

（注）１．三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から2022年６月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、同社およびその共同保有者である他１社が、2022年５月31日現在3,230千株保有している旨、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループから2022年11月８日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱ＵＦＪ銀行およびその共同保有者である他２社が、2022年10月31日現在で3,161千株保有している旨、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社から2024年４月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、同社およびその共同保有者である他２社が、2024年４月15日現在3,236千株保有している旨、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーから2026年４月３日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、同社およびその共同保有者である他１社が、2026年３月31日現在で2,840千株保有している旨、野村證券株式会社から2026年８月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、同社およびその共同保有者である他２社が、2026年７月31日現在で2,934千株保有している旨、ならびに株式会社みずほ銀行から2026年10月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、同社およびその共同保有者である他３社が、2026年９月30日現在で5,328千株保有している旨、記載されているものの、いずれも当社として、実質所有株式数の確認ができないため、2026年９月末日現在の株主名簿に基づき記載しています。

２．上表の日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は2,084千株です。それらの内訳は、年金信託組入分56千株、投資信託組入分2,027千株となっています。株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は1,544千株です。それらの内訳は、年金信託組入分29千株、投資信託組入分1,514千株となっています。

３．上記には含まれていませんが、当社は自己株式4,764千株を所有しています。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

（2026年９月30日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 4,764,100	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 65,147,800	651,478	―
単元未満株式	普通株式 88,100	―	―
発行済株式総数	70,000,000	―	―
総株主の議決権	―	651,478	―

（注）「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社保有の自己株式です。

②【自己株式等】

（2026年９月30日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ニチコン株式会社	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地	4,764,100	―	4,764,100	6.8
計	―	4,764,100	―	4,764,100	6.8

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編および第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しています。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けています。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,491	39,954
受取手形、売掛金及び契約資産	42,252	46,238
電子記録債権	5,161	5,614
有価証券	200	99
商品及び製品	14,350	16,020
仕掛品	6,633	7,085
原材料及び貯蔵品	11,318	11,947
その他	3,358	3,371
貸倒引当金	△99	△121
流動資産合計	107,667	130,211
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	18,397	18,359
機械装置及び運搬具（純額）	17,913	21,090
その他（純額）	16,227	14,025
有形固定資産合計	52,538	53,476
無形固定資産	2,139	1,725
投資その他の資産		
投資有価証券	29,376	35,926
その他	5,704	5,600
貸倒引当金	△1,855	△1,913
投資その他の資産合計	33,225	39,613
固定資産合計	87,903	94,816
繰延資産		
社債発行費	―	92
繰延資産合計	―	92
資産合計	195,570	225,119

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,270	17,971
電子記録債務	10,027	7,641
短期借入金	8,400	8,400
１年内返済予定の長期借入金	2,500	2,500
未払法人税等	1,336	1,493
賞与引当金	1,521	1,592
その他	10,148	9,402
流動負債合計	47,204	49,000
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	―	22,162
長期借入金	13,250	12,000
製品保証引当金	4,769	5,238
退職給付に係る負債	802	706
その他	6,026	8,647
固定負債合計	24,848	48,754
負債合計	72,053	97,755
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,286	14,286
資本剰余金	16,856	16,856
利益剰余金	64,719	68,444
自己株式	△3,498	△8,500
株主資本合計	92,364	91,087
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,584	17,935
為替換算調整勘定	13,655	14,504
その他の包括利益累計額合計	27,239	32,439
非支配株主持分	3,913	3,836
純資産合計	123,517	127,363
負債純資産合計	195,570	225,119

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高	80,732	97,330
売上原価	67,638	78,176
売上総利益	13,094	19,154
販売費及び一般管理費	※1 11,552	※1 12,196
営業利益	1,541	6,958
営業外収益		
受取利息	127	137
受取配当金	494	697
持分法による投資利益	104	21
為替差益	186	―
その他	185	262
営業外収益合計	1,099	1,118
営業外費用		
支払利息	128	152
為替差損	―	335
貸倒引当金繰入額	93	58
その他	65	89
営業外費用合計	287	636
経常利益	2,353	7,440
特別利益		
固定資産売却益	4	5
投資有価証券売却益	698	203
特別利益合計	702	208
特別損失		
固定資産処分損	8	14
事業構造改革費用	※2 703	―
特別損失合計	712	14
税金等調整前中間純利益	2,343	7,634
法人税、住民税及び事業税	599	1,509
法人税等調整額	△123	847
法人税等合計	476	2,357
中間純利益	1,867	5,277
非支配株主に帰属する中間純利益	247	276
親会社株主に帰属する中間純利益	1,620	5,000

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	1,867	5,277
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,045	3,806
為替換算調整勘定	△469	790
持分法適用会社に対する持分相当額	10	541
その他の包括利益合計	1,585	5,138
中間包括利益	3,452	10,415
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	3,129	10,201
非支配株主に係る中間包括利益	323	214

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	2,343	7,634
減価償却費	3,957	4,144
事業構造改革費用	703	―
投資有価証券売却損益（△は益）	△698	△203
売上債権の増減額（△は増加）	1,887	△4,289
棚卸資産の増減額（△は増加）	210	△2,697
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,188	1,574
その他	36	613
小計	6,251	6,776
法人税等の支払額	△1,314	△1,356
事業構造改革費用の支払額	△340	―
その他	492	682
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,089	6,102
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△499	△99
有価証券の売却及び償還による収入	100	200
有形固定資産の取得による支出	△3,720	△4,552
投資有価証券の取得による支出	△99	△500
投資有価証券の売却による収入	1,013	223
長期貸付けによる支出	△400	―
その他	△248	98
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,854	△4,631
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,700	―
社債の発行による収入	―	22,068
長期借入金の返済による支出	△1,250	△1,250
配当金の支払額	△1,208	△1,276
自己株式の取得による支出	△0	△5,001
その他	△423	△524
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,182	14,016
現金及び現金同等物に係る換算差額	39	26
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	91	15,513
現金及び現金同等物の期首残高	25,519	24,441
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 25,611	※ 39,954

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

無錫ニチコン エレクトロニクス R＆Dセンター カンパニー リミテッドは、2026年４月に清算結了したため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しています。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（中間連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費の内、主要なものは次のとおりです。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１．運送費	1,596百万円	1,887百万円
２．広告宣伝費	395	427
３．給料手当及び賞与	3,581	3,838
４．退職給付費用	87	131
５．賞与引当金繰入額	414	393
６．製品保証引当金繰入額	418	515
７．減価償却費	366	427
８．研究開発費	939	405
９．支払手数料	1,053	1,216

※２　事業構造改革費用

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

事業構造改革費用は、コンデンサ事業の構造改善の一環として実施した人員最適化にともなう特別退職金289百万円および固定資産の減損損失413百万円です。

当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

用　途	場　所	種　類	減 損 損 失
事業用資産	中国	機械装置及び運搬具他	413百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部門を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

当中間連結会計期間において、連結子会社である尼吉康電子（宿遷）有限公司が保有するコンデンサ事業の製造に係る固定資産の一部について、減損の兆候が認められたことから、当該固定資産に係る回収可能性を検討した結果、回収可能価額まで減額し当該減少額を事業構造改革費用に計上しました。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	25,611百万円	39,954百万円
預入期間が３か月を超える定期預金	－	－
現金及び現金同等物	25,611	39,954

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月27日 定時株主総会	普通株式	1,208	18.00	2025年３月31日	2025年６月30日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月５日 取締役会	普通株式	1,208	18.00	2025年９月30日	2025年12月５日	利益剰余金

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月26日 定時株主総会	普通株式	1,276	19.00	2026年３月31日	2026年６月29日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月６日 取締役会	普通株式	1,239	19.00	2026年９月30日	2026年12月４日	利益剰余金

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、2026年９月２日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施しました。この結果、当中間連結会計期間において単元未満株式の買取りを含めて自己株式が5,001百万円増加し、当中間連結会計期間末における自己株式が8,500百万円となりました。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額（注１）	中間連結損益計算書計上額（注２）
	コンデンサ事業	NECST事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	49,303	31,429	80,732	―	80,732
セグメント間の内部売上高又は振替高	369	―	369	△369	―
計	49,673	31,429	81,102	△369	80,732
セグメント利益	1,187	356	1,543	△2	1,541

（注）１　セグメント売上高の調整額は、セグメント間の取引消去等です。

２　セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

コンデンサ事業の製造に係る固定資産の一部について、減損の兆候が認められたことから、当該固定資産に係る回収可能性を検討した結果、回収可能価額まで減額し当該減少額413百万円を事業構造改革費用に計上しました。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額（注１）	中間連結損益計算書計上額（注２）
	コンデンサ事業	NECST事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	59,395	37,935	97,330	―	97,330
セグメント間の内部売上高又は振替高	256	―	256	△256	―
計	59,652	37,935	97,587	△256	97,330
セグメント利益	3,758	3,198	6,957	1	6,958

（注）１　セグメント売上高の調整額は、セグメント間の取引消去等です。

２　セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間連結貸借対照表計上額と時価との差額および前連結会計年度末に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（有価証券関係）

企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度末から著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		
	コンデンサ	NECST	合計
売上高			
(所在地)			
日本	15,180	24,181	39,361
米国	6,104	―	6,104
アジア	23,723	7,247	30,971
欧州他	4,294	―	4,294
合計	49,303	31,429	80,732
(収益の認識時期)			
一時点で移転される財	49,303	30,269	79,573
一定の期間にわたり移転される財	―	1,159	1,159
合計	49,303	31,429	80,732

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		
	コンデンサ	NECST	合計
売上高			
(所在地)			
日本	16,581	31,135	47,716
米国	9,871	25	9,896
アジア	27,321	6,774	34,096
欧州他	5,620	―	5,620
合計	59,395	37,935	97,330
(収益の認識時期)			
一時点で移転される財	59,395	35,419	94,814
一定の期間にわたり移転される財	―	2,515	2,515
合計	59,395	37,935	97,330

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後１株当たり中間純利益および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益	24円12銭	74円64銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	1,620	5,000
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	1,620	5,000
普通株式の期中平均株式数（千株）	67,159	66,998
(2)潜在株式調整後１株当たり中間純利益	－	74円03銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（百万円）	－	△1
（うち受取利息（税額相当額控除後）（百万円））	(－)	(△1)
普通株式増加数（千株）	－	534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（注）前中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

2026年11月６日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

（イ）中間配当による配当金の総額……1,239百万円

（ロ）１株当たりの金額……19円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日および支払開始日……2026年12月４日

（注）2026年９月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月11日

ニチコン株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井　尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上田　博規

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニチコン株式会社の2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチコン株式会社及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれておりません。